



2022年度 日本J/24クラス協会 関東支部 年間シリーズレース 帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 2021-2024セーリング競技規則（以下RRS）に定義された「規則」を適用する。
- 1.2 J/24クラス規則8.1.5を次のとおり変更する。
 - (1) GPS機能のある機器の搭載を認める。
 - (2) レース中、搭載したGPSを操作してはならない。また画面に表示された数値を読みとってはならない。
- 1.3 J/24クラス規則5.1を次のとおり変更する。

クルーメンバーは3名以上で、クルーの総体重は400kg以下でなければならない。

2 責任の所在

本シリーズの主催者及び所属する役員・スタッフは、競技者が被った心身及び物件に対する全ての損害の責任を負わない。

3 レースエリア

荒崎沖（下図）にて実施する。



4 参加申し込み

参加資格を有する艇は、レース開催週の金曜日20:00までに、広報担当者（小鷹）に所定のエントリーフォームを提出（電子メールによる）することにより参加することができる。レイトエントリーする場合、出場キャンセルする場合は当日の午前8:30までにフリートキャプテンへ電話、メール、LINEのいずれかにて連絡すること。

5 レースの予定

- 5-1 1日の標準レース数は3レースとするが、レース委員会の裁量により1日に4レースを実施することがある。また、レース委員会の裁量により昼食時間を取得する。
- 5-2 第1レースの予告信号は10:25に発せられる。
- 5-3 第2レース以降は、レース委員会の裁量により第1レースに引き続いて実施されるので、参加艇はスターティング・ライン付近で待機しなければならない。
- 5-4 第2レース以降が実施される場合、レース委員会は直前のレースのフィニッシング・ラインにおいてF旗を掲揚することで次のレースを実施することを周知する。
- 5-5 15:00を越えて予告信号が発せられることはない。



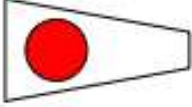
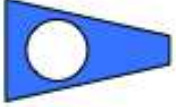
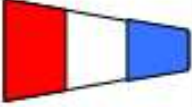
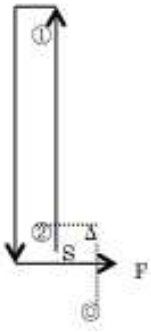
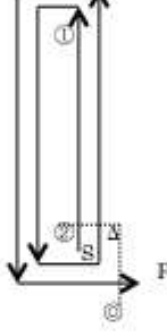
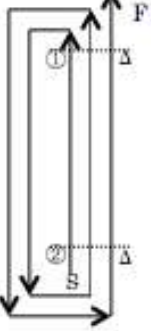



6 海上申告

参加艇はその日の第1レーススタート前にスタート運営艇に、セイルNo. の口頭出艇申告を、又レースを中止し帰港する艇は、運営艇に口頭帰港申告をしなければならない。

7 クラス旗及びコース旗

クラス旗はJ/24クラスはJ/24旗を用いる。
コース旗は数字旗1~3及びG旗を用いる（下図参照）。
コース旗及びG旗は予告信号の前に掲揚される。

8 コース及びコース旗

周回数 フィニッシュ方法			
数字旗のみ	<p>コース1 (数字旗1) S-1-2-F</p> 	<p>コース2 (数字旗2) S-1-2-1-2-F</p> 	<p>コース3 (数字旗3) S-1-2-1-2-F</p> 
 G旗あり	<p>コース4 (数字旗1+G旗) S-1-F</p> 	<p>コース5 (数字旗2+G旗) S-1-2-1-F</p> 	

マーク①へのおおよそのコンパス方位は、準備信号前にスタート運営艇に掲示する。

9 マーク

マーク1、マーク2は円柱の黄色のマークを使用する。コース変更を行う際、三角形のオレンジ色のマークを使用することがある。



10 スタート

10.1 レースは、RRS26に従ってスタートする。

10.2 スターティング・ラインは、スターボードの端となるスタート運営艇のオレンジ旗を掲げたポールと、ポートの端となるマーク2との間とする。

スタート信号後5分を経過した後は、スタートしてはならない。

この場合DNSとされる。これは規則A4を変更するものである。

10.3 引き続きレースを行う場合は本部艇にF旗を掲げて通告する。

10.4 引き続き行われるレースの予告信号はF旗降下1分後に発せられる。

11 スタート後のコース変更

RRS33に従い、マーク1の変更に限り行われる。

12 フィニッシュ（フィニッシング・ライン）

12.1 コース1、2の場合には、運営艇のブルー旗を掲げたポールとフィニッシング・マークの間とする。

12.2 コース3の場合には、運営艇のブルー旗を掲げたポールとマーク1の間とする。

12.3 コース4、5の場合は、運営艇のブルー旗を掲げたポールとマーク2の間とする。

13 タイムリミット

RRS28. 1に従いコースを帆走した先頭艇のフィニッシュ後、15分とする。

タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は、DNFと記録される。

これは規則35と付則A4を変更するものである。

14 抗議

審問は行わない。規則違反をした艇は、シーマンシップに則りペナルティを履行すること。

なおインシデント時のペナルティはRRS44. 1およびRRS44. 2（1回転ペナルティと2回転ペナルティ）を適用する。

15 得点

15.1 RRS付則A4. 1低得点方法を適用する。

15.2 年間シリーズが成立するためには、3レース以上成立しなければならない。

15.3 5レース以上10レース以下が成立した場合、各艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を1つ除外した合計点で算出される。

15.4 11レース以上のレースが成立した場合、各艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を2つ除外した合計点で算出される。

15.5 DNCはシリーズレースのうち1レース以上に参加した艇数の合計+1点とする。

16 無線通信

エントリーフォームに記載した携帯電話を携帯すること。ただし、救助要請など緊急事態の発信に、レース委員会がコンタクトできない場合があっても、参加艇はレース委員会に賠償を求めることはできない。

17 安全規定

レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会へ知らせなければならない。（緊急の場合、携帯電話での連絡でも可）

18 賞

年間順位 1位から3位は表彰を行う。